【図表1「こども基本法」の概要】

出所)こども家庭庁「こども基本法パンフレット」

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎 を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権 利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障さ れるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な 社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援 家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書·大綱

- 〇 年次報告(法定白書)、こども大綱の策定
- (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の 3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策 推進会議を設置
- ① 大綱の案を作成
- こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
- ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者· 民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

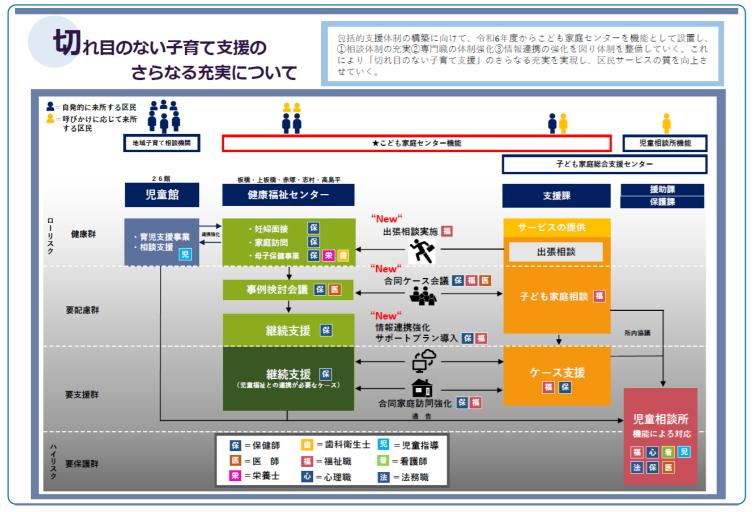
附則

施行期日:令和5年4月1日

検討:国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとった こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

【図表3「区の目指す子どもの包括的支援体制」の概要図】

出所)板橋区資料



【図表2「児童福祉法」の改正概要】

出所)厚生労働省ホームページ

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支 援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 [児童福祉法、母子保健法]

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター (※) の設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)に おける相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成する。

※子どち家庭総合支援拠占と子育て世代包括支援センターを見直し

- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村 が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型 (福祉型、医療型)の一元化を行う
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 (児童福祉法)
- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や 里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う
- ②困難を抱える奸産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 [児童福祉法]
- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 [児童福祉法]
- 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることと
- する。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 [児童福祉法]
- 児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 [児童福祉法]

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。 ※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する

※当該規定に基づいく、すども多能論性の美務経験有向17の認定資格を導入する。 ※認定資格の取得状況等を勘案するととに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ その能力を発揮して働くこかできる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講する。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等 (児童福祉法)

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、 児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

令和6年4月1日 (ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日)

【図表4「こども未来戦略」の施策概要】

出所)総務省ホームページ「令和6年1月17日全国子ども政策関係部局長会議資料」

こども未来戦略「加速化プラン3.6兆円」の施策詳細

1. 若い世代の所得向上に向けた取組

✓ 賃上げ(「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環)

✓ 三位一体の労働市場改革(リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化)

✓ 正規・非正規問題への取組(同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用者の正規化)

児童手当の拡充

✓ 所得制限を撤廃

✓ 高校生年代まで延長

基礎的な経済支援としての位置づけを明確化

/ 第3子以降は3万円

総額で最大400元円増の1100

3歳未満 3歳~高校生年代 第1子・第2子 月額155千円 月額1万円 月額3万円 を見直し 第3子以隆 →3人の子がいる家庭では、

妊娠・出産時からの支援強化

✓ 出産・子育で応援交付金 10元円相当の経済的支援

①妊娠届出時(5500相当) ②出生属出時(5元相当×こともの数) ✓ 伴走型相談支援

様々な困難・悩みに応え、こ ーズに応じた 支援につなげる 妊娠時から出産・子育でまで一書支援

子育て世帯への住宅支援

✓公営住宅等への優先入居等 ✓ フラット35の金利優遇

出産費用の軽減 出産育児一時金の引き上げ

50 万円に 42万円 大幅引き上げ 「費用の見える化」・「理憶整備」

STEP 出産費用の保険適用 ✓ 修士段階の授業料後払い制度の

令和6年1月17日 こども家庭庁

全国こども政策関係部局長会議 資料

高等教育(大学等)

高等教育の負担軽減を拡大

世帯収入約600万円までの多子世帯等

多子世帯の学生等については授業料

※2024年度から

※2025年度から

貸与型奨学金の返還の柔軟化

等を無償とする

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

切れ目なくすべての子育て世帯を支援

- ✓ 「こども誰でも通園制度(仮称)」を創設
- 月一定時間までの利用可能枠の中で、<u>時間単位等で柔軟に通園が可能</u>な仕組み ※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施(2023年度からの開始も可能)
- ✓ 保育所:量の拡大から質の向上へ
- 76年ぶりの配置改善: (1歳児) 6対1→5対1 (4・5歳児) 30対1→25対1
- 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善。
- 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充

✓ 多様な支援ニーズへの対応

- **貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児**等への支援強化
- 児童扶養手当の拡充、補装具養支援の所得制限の撤廃

3. 共働き・共育ての推進

育休を取りやすい職場に 85%へ大幅引き上げ(2030年)

🥕 男性育休を当たり前に

育休取得率目標

※2022年度:17.13%

✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充

- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化
- 業務を代替する周囲の社員への**応援手当**の支給への助成拡充

育休制度の拡充

- ✓ 産後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため 給付率を手取り10割相当に ※2025年度からの実施を目指す
- ✓ 「親と子のための選べる働き方制度(仮称)」の創設 時短勤務、テレワーク、フレックス勤務などを選択可能に
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 → 支援策の内容は世界トップレベル

【子育て分野】政策分野別検討シート(データ編)2/2

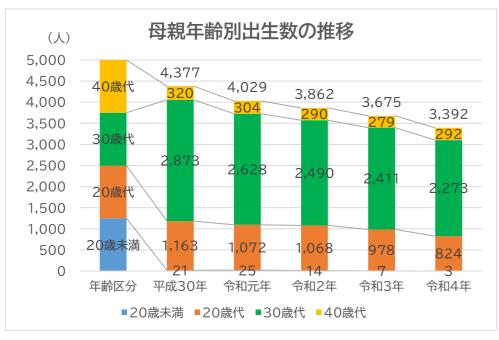
【図表5「母親年齢別出生数の推移」】 出所)板橋区資料 母親年齢別出生数の推移 (人) 5,000 4,377 4,500 4,029 3,862 3,675 4,000

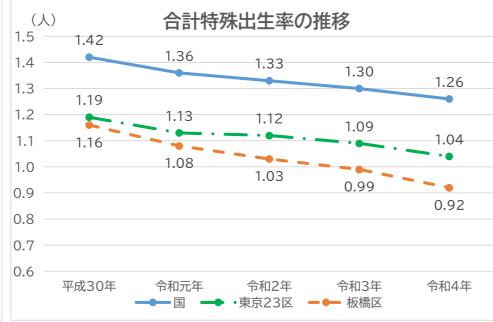
【図表6「合計特殊出生率の推移」】

出所)板橋区資料

【図表7「区の30~49歳の人口動態推移」】

出所)板橋区資料





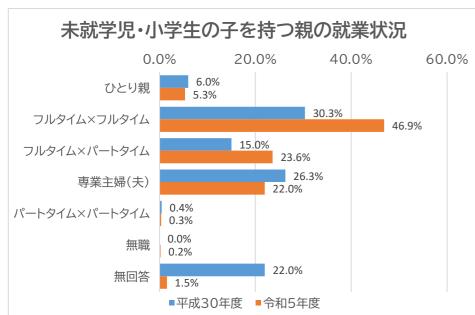
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
30歳~49歳人口(A)	173,732	172,438	170,292	167,194	164,731
総人口(B)	566,890	571,357	570,213	567,214	568,241
構成割合(A/B)	30.6%	30.2%	29.9%	29.5%	29.0%
5年前人口比增減	252	△275	△2,754	△5,649	∆6,736
5年前人口比增減率	0.1%	△0.2%	△1.6%	∆3.3%	∆3.9%
転入者(C)	11,506	11,168	11,246	10,922	11,744
転出者(D)	12,281	12,418	13,088	12,626	12,328
転入超過数(C-D)	△775	△1,250	∆1,842	△1,704	△ 584

※各年の住民基本台帳・住民基本台帳人口移動報告から作成

人口については、各年1月1日時点

5年前人口比は、各年それぞれ5年前の25~44歳人口との比 転入者・転出者については、各年1月1日~12月31日までの数

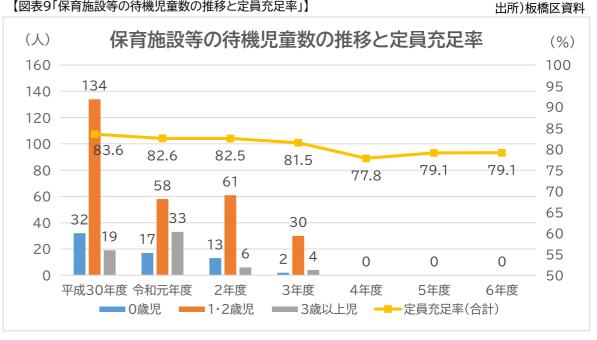
【図表8「子育て世代の就業状況」と「利用または希望している教育・保育事業」】



出所)令和5年度 板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査	調査結果報告書
--------------------------------	---------

事業	利用して	いる事業	希望している事業		
	平成30年	令和5年	平成30年	令和5年	
区立幼稚園	3.2%	4.9%	23.0%	18.2%	
私立幼稚園	29.4%	28.2%	38.6%	40.4%	
私立幼稚園(預かり保育)	5.7%	7.8%	27.2%	26.3%	
認可保育所	53.3%	53.6%	58.3%	54.8%	
認証保育所	6.0%	2.8%	16.0%	11.8%	
認定こども園	0.6%	1.6%	20.3%	15.0%	
家庭福祉員	0.5%	2.4%	2.9%	2.4%	
ベビールーム	0.5%	0.1%	4.5%	3.6%	
小規模保育施設	3.8%	4.6%	6.3%	6.5%	
事業所内保育施設	0.2%	0.3%	5.3%	3.2%	
企業主導型保育所	0.6%	1.8%	3.8%	5.1%	
その他認可外保育施設	1.2%	0.8%	0.9%	2.2%	
ファミリーサポートセンター	1.1%	0.5%	11.6%	11.2%	
ベビーシッター	0.7%	0.3%	8.3%	12.9%	
その他	2.0%	1.6%	2.2%	1.6%	
無回答	0.4%	0.0%	5.3%	4.2%	

【図表9「保育施設等の待機児童数の推移と定員充足率」】



【図表10「区内の小中学生および高校生のヤングケアラーの実態」】

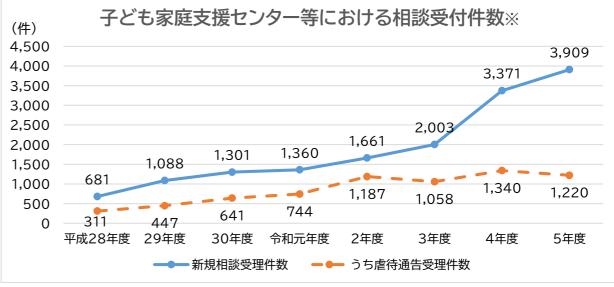
出所)板橋区ヤングケアラーに関する実態調査報告書

(件)	子ども家庭支援センター
4.500	

【図表11「子ども家庭支援センター等の相談受付件数」】

出州) 极偏区真科

属性	家族の中に お世話を している 人がいる	お世話していることで自分に影響がある			大人に助けてほしいこと 必要としている支援がある		
/声 / 上		ある	影響の内容	割合	ある	支援の内容	割合
			友達と遊べないことがある	55.6%	30.0%	自分の状況を聞いてほしい	36.2%
小学生	9.9%	25.4%	自分の時間が取れない	39.3%		自由な時間が欲しい	25.4%
			勉強する時間がない	30.8%		自由に過ごせる場所が欲しい	21.7%
			自分の時間が取れない	60.0%	36.0%	自分の状況を聞いてほしい	35.5%
中学生	5.6%	31.8%	勉強する時間がない	45.5%		自由に過ごせる場所が欲しい	35.5%
			友達と遊べないことがある他	30.9%		自由な時間が欲しい	33.9%
	5.3%	37.8%	勉強する時間がない	51.6%	41.5%	家庭への金銭面の支援	38.2%
高校生			友達と遊べないことがある	48.4%		自由に過ごせる場所が欲しい	38.2%
			自分の時間が取れない	48.4%		自分の状況を聞いてほしい	29.4%



までは 「子ども家庭 支援センター」 での受理件数 ※令和4年度

※令和3年度

以降は、都が 担ってきた 「児童相談所」 と統合し、 「子ども家庭 総合支援 センター」と なり、「支援課」 及び「援助課」 での受理件数